

原発事故被害者 相双の会

連絡先

國分富夫（会長）

住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpitsu@gmail.com

事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133（浪江）

関根憲一 090-4889-3726（富岡）

板倉好幸 090-9534-5657（南相馬）

戦後81年、日本は20世紀の前半は戦争に明け暮れた。

日清戦争（1894年7月～1895年4月）、日露戦争（1904年2月～1905年9月）、第一次世界大戦（1914年7月～1918年11月）、日中戦争（1937年7月～1945年8月）、太平洋戦争（1941年12月～1945年8月）。日本という国家ができてから、日本は諸外国と5つの戦争をました。太平洋戦争では軍人・軍属の死者数は約230万人、民間人死者数は約80万人で合計310万人といわれていますが、確かな数字ではなく、まだまだ多かったと思われる。

私は8月近くになるとなんとなく「太平洋戦争史」に目を通してしまう。

大変な過ちを犯した「日本の軍国主義」はたえまない戦争の歴史、戦争と侵略は、天皇制と資本主義日本の生存と発展のもっとも主要な手段であったようだ。一つの戦争と他の戦争との期間は、きわめてみじかかったばかりでなく、過ぎ去った戦争の後始末と次の戦争準備のための期間に過ぎなかったようだ。天皇制と資本主義のおこなった戦争は、二回目は一回目より

収書後は世界中の庶民を敵とするに至った。その結果は、恐るべきことであるにもかかわらずである。

日本の国民は、世界の国民同様、平和を愛し、平和を求めてきたと思う。

いかなる戦争でも国民の心からの支持を受けた戦争は一つもなかったでしょう。何時だって国民は侵略戦争に反対していたが、ただそれを支配者におさえつけられ、それを政治に実現する道をとざされてきただけである。

日本の戦争終結は広島・長崎への原爆投下で終わったと言っても過言ではない。原子力発電は国策として国民の血の滲む税金を使い、それに庶民は高い電気料金を支払わされているのである。

事故を起こせば被害は国民、もう御免だ。原発のない安心して生活のできる社会であってほしい

戦後、アメリカをなどは核実験を行ったが核兵器製造には原発でウランを燃やす（核分裂させる）過程で生成されて放射性物質プルトニウム239を使う。つまりは核兵器の主成分として使用される。プルトニウム239は核分裂しやすいために原子炉や核兵器に利も大きくなり、利

用される。

21世紀も四半期が過ぎたというのにロシア、アメリカは核兵器をちら付けながら侵略戦争を繰り返している。

我が日本の憲法9条は有名な条文であり、「平和条項」として国際的にも注目されていま

す。

1. 戦争放棄＝国と国との争いを解決する手段として、武力を使わないと誓うことです。

2. 戦力の不保持＝陸海空軍その他の戦力を持たないことを定めています。

3. 交戦権の否認＝日本が他国との武力紛争

において交戦国としての地位を持つことを否定しています。

この規定により、日本は軍事的手段ではなく、外交や国際協力を通じて平和を維持する姿勢を示しています。

.....

洋上風力か原発増設か

原 野人

高市政権は廃炉が決まった原発について、2040年代までに2～5基、50年代までに11～14基を建て替えるとする目標を、福島第一原発事故後初めて打ち出した。

あの大事故後にしばらくは自民党政権も原発をなくすると決めた目標を、高市政権は独占資本のためにすっかり蹴飛ばしてしまった。

自民党政権と経産省は、高レベル放射性廃棄物を沿岸の海底下の適地に最終処分するとする。いたるところプレートがせめぎあい、活断層や火山帯が走る沿岸の海底下に、適地などあるはずもない。正常な使用済み核燃料であれ、再処理後のガラス固化体(*)であれ、福島原発のデブリであれ、高レベル廃棄物を10年以上にわたってもれ出すことのないように処分できるところなど、陸にも海底にも存在しない。

(*) 高速増殖炉がすっかり破綻したために、再処理は意味を失い、実際には使用済み核燃料のままで最終処分することになりそうである。この事実だけでも、日本はドイツ等々に学んで全ての原発を速やかに廃止し、原発なき社会を築く以外にない。

真の地球温暖化対策が必要ならば、自然エネルギーの活用こそ全力をあげるべきである。

だが高市政権は温暖化対策に原発を推進するという。原発(ウランの核分裂)で発生する熱エネルギーの7割は海水を昇温するのに使わ

れて、直接に地球を温暖化していることをかくしている。

「再生可能エネルギー」という言葉が一般にはもっぱら使われているが、「リニューアブルエネルギー」を直訳した言葉であり、日本語として不適切である。「更新性エネルギー」のほうがまだましである。小生は「自然エネルギー」の方が良いと考え専ら使っている。

自然エネルギーのなかでは、洋上風力発電が本命である。これほど安全で、全面自給できて、長期的に安価なものはない。特に島国・日本の洋上風力の潜在能力は世界で最も恵まれている。日本の洋上の潜在風力資源は20億KWもある。

陸上風力では低周波音波の被害があるので、住居や活動地域から一定の距離を取らねばならないが、洋上風力ではこの制約も生まれない。現在の電力10社(沖縄電力も含め)等の発電能力は2億KWであり、洋上風力と水力(揚水式*)を含む)だけで全電力を賄うことも決して難しくはない。

〈*〉電力が余る時には揚水式発電所で下のダムから上のダムに水を挙げ、必要な時には発電させることによって、蓄電器(バッテリー)のように活用することができる。

洋上風力中心に、太陽光や地熱やバイオマスを加えてもよし、政府の姿勢次第では原発の全廃などすぐにできることだ。

日本政府は、原発撤退から、上記のように新

増設へ転換したために、目先の利潤を追う三菱などが洋上風力から撤退してしまったことなどによって、洋上発電の拡充はさっぱりであるが、世界では中国やオランダや英国を筆頭に急速に拡充されている。

洋上風力発電の導入実績を見ると、2023年の新規導入量は中国が6.3GW（＊）で全体の58%を占めた。欧州では全体の35%となる3.8GWが導入され、オランダ1.9GW、英国0.8GW、フランス0.4GW、ドイツで0.3GW、台湾では0.7GWが導入された。（＊ 1GWは百万kw）

2023年までの累積導入量は世界全体で

75.2GW となった。中国が37.8GWで全体の50%を占め、欧州が34.1GWで45%を占める。

風力をはじめ自然エネルギーこそ、国をあげて全力で推進すべき課題である。ところが自民党政権は従来からそれを怠ってきたうえに、近年さらにブレーキをかけてしまった。独占資本の目先の利潤を国民の命と安全の上に置き、原発をベースロード電源と位置付け、原発の再稼働・使用年数延長と新設を推進する。その上軍備拡充と武器輸出を促進する高市自民党政権を速やかに退陣させるほかに道はない。

.....

飯舘村原発被害者訴訟損害賠償請求事件 和解について

原告 伊藤延由

2021年3月5日に東京地裁に提訴した飯舘村原発被害者訴訟損害賠償請求事件(13世帯、31人)は、裁判所の和解勧告を受け入れて和解いたしました。

これまでご支援をいただきました皆様にお礼を申し上げますとともに和解に至った経緯を説明します。

訴因は二つ、①ふるさと喪失に対する賠償(400万円)、②初期被ばくの脅威に対する賠償(250万円)、とし、②については国の避難指示の遅れが原因の一つであるとして、国も被告としました。

この訴因は、2023年1月6日付け「文科省原子力損害賠償紛争審査会」の第五次追補(これまでに確定した判決などに基づき追加された賠償)で出された飯舘村に対する賠償、すなわちふるさと喪失に対する賠償と初期被ばくと同じ訴因でした。

これまでの原発事故損害賠償事件ではことごとく国の責任を認められなかったが、この裁判では、ひょっとして勝てるかも(飯舘村に避難指示が発令されたのは4月22日、避難完了は7月初旬で明らかな官製被ばくだから)と期待していましたが、和解条件で国への訴えは取り下げることになりました。本提訴に至る前、飯舘村民約3,100人が申立てたADR(裁判外紛争解決手続)の不調の流れ

は国が国策として進めてきた責任、電力会社である東電はこれまで放射能漏れをはじめ過去の事故・トラブルが明らかになっているだけで29件起きています。そして一大事故を起こせば紛争解決としてADR(裁判外紛争解決手続)事故当事者である電力会社の有利になる方策で、原発事故の解決に法の下での平等が機能しない現実が露呈されているのです。

すなわち原発ADR以外のADRは、和解に不満な当事者が本訴するのが前提になっている。ところが、なぜか原発ADRは東電に拒否権を与えた。その為に東電は和解拒否を連発した、飯舘村民申し立てのADRも何回も和解案が拒否されました。

やむなく被害者側が提訴するしかありません、本訴訟の参加者を見て頂ければお分かりの通り、ADR申立者の約1%の参加にとどまりました。それは村民の多くは争いごとを嫌い穏便に済ませることを望み訴訟を避けるきらいがあります。裁判などは村民の一番遠くにあるものなのです。

今回の訴訟において不本意ながら裁判所の指導に従い和解を受け入れることになりました。

しかし、原発事故の被害回復はおわっていない、被告東電の準備書面(9)によれば、事故前飯舘村の経済的地位は全ての指標において県内で最下位であり、

国の復興支援などで既に旧に復しているがごとの主張でありましたが決してあたらない指摘です。事故前の福島県の経済統計で下位にあったことは認める、しかしながら下位にあって貧しかったか、否です。

それは、糸長先生(元日本大学教授)の意見陳述に述べられた通り互酬経済(じゃが芋採れたから持ってきたと言うと、玉ねぎがあるから持っていかったしやいの様に野菜をお互いに融通して買うことはなかった)が果たしていたこと、自然の恵みが補っていたことによる部分が多分にありました。

原発事故はその部分を全て失わせ、いずれも回復困難な状況にしたことです。

互酬経済の根底はコミュニティが成り立っていることが前提ですが、原発事故は避難により旧に復することはありません。

自然の恵みである山菜・キノコ等々の回復は数百年の時間を要します。すなわちセシウム 137 の減衰を待つのみである、今年も数万ベクレルの松茸採取されています。

4, 268人、村内帰村生活者1, 510人帰村者の7割が60歳以上です。

本訴訟の本筋ではないが、賠償交渉の過程で感じたこと。

1. 賠償額を決める「文科省原子力損害賠償紛争審査会」が被害の実態を把握したのか被害地域をみるか、被害者の話を聞いたのか

2. 加害者側が賠償期間を決めるのか
私が関わった就労補償期間、医療費補償期間は五年で打ち切り

3. 精神的慰謝料として支払われた、月々一人10万円には生活費の一部も含まれていた。私の精神的苦痛の慰謝料はいくらなのか?

加害者の国と東電はこの程度の賠償で済むなら原発事故は安いものと思っているのか?

低線量被ばく健康被害はこの先数十年後に現れる可能性を持っている、原発事故で明らかに被ばく量は増えたのは事実、この先を注視することが大切です。

新刊ご案内です

東日本大震災と福島第一原発事故後、東北を走り回り取材して15年、ようやく本に纏められました。多くの方々に読んで頂き、広めて頂きたい。



震災から15年という節目に、世論の関心が薄れるなか、いまだに困難な状況にある被災者の姿を提示し、あらためて東日本大震災と福島第一原発事故を教訓として、次の大震災への備えと対処、人権の視点の支援やサポートの在り方を考える手掛かりしてほしい。



一方で村内の環境は、住民登録者数7月1日現在